

I. 2018年度事業・活動報告

1. 私たちの「ビジョン」と「ミッション」と「今後5年間のチャレンジ」

NPO会計税務専門家ネットワークは、2003年8月31日に設立され、今期で16期目に突入した。

また、2017年度には、下記の通りビジョン・ミッション・5年間のチャレンジを明確にし、それらの方針に基づき今年度の活動を実施した。

<私たちのビジョン>

私たちは、自発的に様々な社会的課題の解決に取り組むNPOの活動が、人々から共感され、活発になる社会を目指します。

<私たちのミッション>

1. 会計税務の専門家として、NPOの信頼性の向上を目指します。
2. 専門家がNPOを知る機会を提供し、専門家とNPOをつなぐ仕組みを構築します。
3. NPOの活動が広がる環境づくりを支援します。

<私たちの5年間のチャレンジ>

NPOの会計や税務、認定制度などの分野で、実務において直面する未解決の課題について調査研究を進め、結果を共有することで、NPOの信頼性の向上に寄与します。

2. 第16期（2018年7月1日～2019年6月30日）の重点事業・活動

上記の活動方針等に沿って、第16期においては、「障害者福祉サービス事業の課税問題への対応」、「専門家向け研修」及び「WEBサイトの再構築」の3点を特に重点的に実施することとした。

重点事業・活動

1. 障害者福祉サービス事業の課税問題への対応

2017年7月に国税庁から「NPO法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の法人税の納税義務について」の質疑応答事例が出て、障害福祉サービスを行うNPOやそれらの法人に関与する専門家に大きな波紋を広げた。

私たちは従来から、就労継続支援B型事業は生産活動を除いていずれの収益事業にも該当しないと主張しており、国税庁から質疑応答事例が出た後は、「NPO法人の障害者福祉サービス事業に関する質疑応答事例に対する意見」を公表した。また、2018年3月には広島国税不服審判所への就労継続支援B型の収益事業の取り消しを求める審査請求に対して棄却の裁決が出された。この裁決の理由には疑義が多くあり、このまま定着させることは避けたいと考え、当会は「見解」を公表する予定である。今期は、この障害福祉サービス事業の課税問題について、他の団体や弁護士とも提携し、不服審判や裁判などの支援を含めて、この問題に関する税法の解釈を明らかにする活動としたいと考えている。また、この問題を専門家向け研修で取り上げるとともに、様々な場で私たちの考えを発信していく。

2. 専門家向け研修の開催

9月6日（水）、7日（木）の2日間、札幌で、「税理士・公認会計士のためのNPO実務家研修（NPOをワンストップで学べる専門家向け研修会）」を開催する。

研修の目的は、以下の2点とする。

- (1) NPOの会計・税務・法務の基礎知識を網羅的に学習できる機会を提供する
- (2) NPOに共感を持ち、様々な形で関わる専門家を増やす

そして、研修に参加した方が、顧問先の指導に役立てていただくとともに、NPOの理事・監事などの役員に就任したり、NPOに寄付したり、NPOの会計税務に関する講座等の講師になったり、NPOの立ち上げに関わるなど、様々な形で関わることで、NPOの信頼性が向上し、NPOの活動が活発になり、社会的課題を解決していくことにつながることを狙いとする。

3. WEBサイトの再構築

「NPO会計税務サポートサイト」は、NPOの会計税務をサポートするサイトとしてNPOの会計税務に関する様々な情報やツールを提供している。また、「認定NPO法人への道」は、NPO法人の会計や税務、認定NPO法人制度に関係することについて様々な方が疑問点を出し、お互いに知恵を出し合い、経験を共有して、悩みや疑問を解決するために作られたサイトである。この2つのサイトを集約し、NPOやNPOを支援する専門家にとってより有益なWEBサイトに再構築する。

3、第16期（2018年7月1日～2019年6月30日）の事業・活動計画

2018年度の理事会・総会にて、以下の事業・活動計画を実施することとした。

事業名	事業・活動計画
1) 普及啓発事業	<p>【NPO法人会計基準協議会との協働事業】 NPO法人会計基準協議会と協力し、NPO法人会計基準の普及のための提言や提案を行っていく。</p> <p>【WEBサイトの運営事業】 「NPO会計税務サポートサイト」と「認定NPO法人への道」を集約し、WEBサイトの再構築を行う。</p> <p>【電話相談】 北海道NPOサポートセンターの協力を得て、NPO会計担当者からの無料の電話相談にも継続して実施する。</p> <p>【NPO会計力検定への協力】 NPO法人の会計担当者のスキル向上を目指したNPO会計力検定に監修者として協力し、NPOの会計力向上に貢献することを目指す。</p> <p>【業務チェックリストの改訂】 NPOの理事、監事が行うべき、業務のチェックリストの冊子を改訂し、当会のWEBサイトに掲載するとともに、頒布を行う。 これにより、NPOのガバナンスの向上に貢献することを目指す。</p>
2) 調査研究事業	<p>【障害福祉サービス事業の課税問題への対応】 障害福祉サービス事業の法人税の解釈や課税の有無を調査研究により明確化し、NPOや他の団体と連携しつつ、広く情報発信していく。</p> <p>【会員メーリングリストの内容の電子データ化】 会員メーリングリストの内容を毎年電子データにしていく。会員間でその情報を共有するとともに、NPO実務ハンドブックの改訂にもつなげていく。</p>
3) 研修事業	<p>【専門家向けの研修】 2018年9月6日、7日に「税理士・公認会計士のためのNPO実務家研修」を札幌で開催し、NPOの会計・税務・法務を網羅的に学習し、NPOに関わる専門家を増やすことを目指す。また、障害福祉サービス事業の課税問題について専門家が理解を深める場を作る。</p> <p>【NPO向けの研修】 他の団体と協力し、NPO向けの研修会や相談会に講師や相談員を派遣する。NPO支援組織を通してNPOの信頼性の向上に貢献する。</p>
4) 政策提言事業	<p>【法制度等の政策提言】 NPOの制度、会計、収益事業や寄付控除に関する税制、NPOバンク等の市民金融や市民事業の育成に関する法制度などの制定・改定、休眠預金法案の運用などについて、NPOの法制度等改革推進会議、NPO法人会計基準協議会、全国NPOバンク連絡会、休眠預金未来構想プラットフォームなどの団体と協働として、政策提言活動を行う。NPOの活動が広がる環境づくりを支援する。</p>

4、上記事業方針及び事業計画に対し、今期に実施した事業内容は以下のとおりである。
 なお、各事業の事業費などについては、財務諸表の注記「2. 事業別損益の状況」に記載している。

1) 普及啓発事業

①【NPO法人会計基準協議会との協働事業】

NPO法人会計基準協議会の幹事世話団体として、協議会会員である全国の中間支援センターなどと協働して、協議会の運営に参画した。

なお、NPO法人会計基準協議会では、2018年7月から2019年6月にかけて、主に以下の事業や活動を実施した。

◎会計強化キャンペーンの実施

NPO法人会計基準協議会は、2017年12月12日付で決定したNPO法人会計基準の改正内容を、多くのNPO関係者に周知すると共に、全国のNPO支援センターの会計相談に関するスキル・アップと体制整備などによりNPOの会計力を高めることを目標として、5つの助成財団の財政支援のもと、下記の通り、全国18箇所でNPO支援センター主催による会計強化キャンペーンを実施した(うち4箇所は2018年6月までに実施)。また、2019年2月15日に「キャンペーン総括フォーラム」、2019年2月25日に「キャンペーン実施団体及び回答委員による合同研修会」を、いずれも東京で開催した。

この他、改正された会計基準の普及に向けて、「認定NPO法人に対する寄付金の会計処理に関する調査」を実施し公開した。

当会は、このキャンペーンの共通資料の作成、地元講師の引き受けなどの面から協力した。

《会計強化キャンペーン 実施地域と主催団体》

実施地域	主催団体
北海道	NPO法人北海道NPOサポートセンター
茨城県	認定NPO法人茨城NPOセンター・コモンズ
栃木県	認定NPO法人宇都宮まちづくり市民工房
群馬県	群馬NPO協議会
埼玉県	認定NPO法人さいたまNPOセンター
千葉県	認定NPO法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ
東京都	NPO法人NPOサポートセンター
山梨県	NPO法人税理士による公益活動サポートセンター
岐阜県	NPO法人ぎふNPOセンター
大阪府	社会福祉法人大阪ボランティア協会
兵庫県	NPO会計支援センター
山陰	公益財団法人ふるさと島根定住財団
山陽	NPO法人岡山NPOセンター、 NPO法人ひろしまNPOセンター、 NPO法人やまぐち県民ネット21
高知県	社会福祉法人高知県社会福祉協議会
福岡県	NPO法人ふくおかNPOセンター
長崎県	認定NPO法人NPOながさき
鹿児島県	NPO法人かごしまNPO支援センター
沖縄県	NPO法人まちなか研究所わくわく

◎市民活動担当課長ブロック会議における意見交換会の開催など

NPO法人を担当する所轄庁のブロック会議にあわせて、所轄庁担当者とNPO法人会計基準協議会会員との意見交換会が実施された。また、この意見交換会にあわせて、開催地域のNPO支援センターのミーティングも実施された。今期は、周知を目的として、改正会計基準の講義と質疑応答を中心に実施した。当会会員は講師の担当を含めて各会議に参加した。

また、内閣府とは、受取寄付金の未収計上や返礼品のある寄付金に関して寄付として計上できるよう働きかけた。

なお、所轄庁ブロック会議の開催日、開催場所、幹事自治体は以下の通りである。

ブロック	開催日	開催場所	幹事自治体
北海道・東北	9月27日	青森県観光物産館アスパム6階	青森県
関東・甲信越・静岡	9月14日	神奈川県民ホール	神奈川県
中部・北陸	10月12日	石川県庁1405会議室	石川県
近畿	11月9日	神戸市勤労会館講習室405・406	兵庫県
中国・四国	11月20日	徳島県庁内会議室	徳島県
九州・沖縄	10月25日	福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみん	福岡県

◎NPO法人会計基準協議会質問掲示板回答専門委員の活動

NPO法人会計基準協議会では、下記のホームページ上で「みんなで解決！質問掲示板」というコーナーを設けて、NPOの方からの会計基準の質問に答えている。

《みんなで解決！質問掲示板：<http://www.npokaikeikijun.jp/phpbb/>》

この質問掲示板の回答委員には、当会の会員が多く係わっており、2018年7月～2019年6月の期間に、以下の44件の質問が寄せられ、その回答に対応した。これらの質問への回答と再質問などの返信数は合計85件、これらの質問・回答が閲覧された回数は合計16,065件となった。なお、複数の質問が寄せられた同一の質問事項もそのまま掲載しているが、一部の質問事項については補足・修正して記載している。

- 還付税の勘定科目について（中間申告により超過納税した法人税額の還付を受けた場合）
- 法人設立前の出資金（借入金）の処理について
- 車両を車両保険で修理した時の保険金の受取科目について
- 活動計算書における退職金を支給したときの記載方法
- NPO会計の損益振替について（正味財産の次期繰越について）
- 移行時の会計処理について（他の法人から地域活動支援センターの事業や資産を引き継いだ場合）
- 貸借対照表の固定資産について（資産、負債、正味財産の関係）
- 部門別 管理科目と事業科目について（事業費と管理費の区分について）
- 当たり景品の会計処理
- 寄付金、助成金の次期繰越の件
- 国外事業NPOの国内での費用について
- 法人での物品購入におけるポイントの管理について
- 記載例3減価償却について（注記の「3. 固定資産の増減内訳」の減価償却累計額の記載方法について）
- 役員への支払い（委託）について（役員への労務の対価分を「事業委託費」として支出することの是非）
- クラウドファンディングの返礼の会計処理について
- 決算について（収益の未収計上、費用の未払計上について）

- I F R S ベースの財務分析
- 年度をまたぐ助成金の処理について
- 棚卸資産（決算時の棚卸資産の会計処理について）
- 役員報酬の件（役員報酬が0円の場合）
- イベント時の勘定科目について
- 立替金もしくは借入金
- 勘定科目の仕訳（建物を借入金と自己資金で購入した場合）
- 傷害保険に関する仕訳
- 来期分受取会費が今期入金した場合
- 来期分会費入金時の振込手数料の処理について
- 市の助成金の処理について（3月末で終了した助成事業の入金が4月になった場合）
- 積立金の未支出（決算までの積立金を預金に預け入れることができなかった場合）
- 指定管理料の返金について
- 特定預金の取り崩し
- 短期借入の返済時の伝票処理について
- 正味財産について
- 借入金について（借入時、返済時の仕訳について）
- みなし寄付金の仕訳について
- 役員報酬の件（事業費と管理費の計上区分について）
- 理事長の自己負担金について（注記の「8. 役員及び近親者との取引内容」の記載について）
- 退職金の積立について
- 弔電、お花代について
- 委託料の返金の計上について
- 指定管理料の消費税率について
- 特定資産の計上と注記について
- 経過勘定科目について
- 一般社団法人が採用する場合（一般社団法人がNPO法人会計基準を採用する場合の活動計算書の記載方法について）
- 活動計算書の書き方について（一軒家の現物寄付があった場合）

なお、会計に関係のない法人運営や税務等の相談もあり、それらの質問については、他の専門家や行政機関等に相談することを伝えて対応した。

◎公認会計士協会の公開草案への意見提出

非営利組織の共通モデル会計基準策定に向けて日本公認会計士協会非営利組織会計検討会から公表された「非営利組織における財務報告の検討～財務報告の基礎概念・モデル会計基準の提案～」(公開草案)に対するパブリックコメント募集に応じ、NPO法人会計基準に基づいた意見を2019年5月31日に提出した。

◎NPO法人会計基準協議会総会などの開催

2019年6月13日、文京シビックホール会議室（東京都文京区）にて、NPO法人会計基準協議会の拡大世話団体と定期総会が開催され、以下の事項について議論された。

- 審議事項
 - ・ 2018年度活動報告案及び決算案について
 - ・ 2019年度活動計画と予算について

②【WEBサイトの運営事業】

◎NPO会計税務サポートサイトの運営

過年度から引き続きインターネット上の「NPO会計税務サポートサイト」にて、NPOの会計・税務に関する情報を提供した。

《NPO会計税務サポートサイト：<http://www.npoatpro.org>》

今年度のNPO会計税務サポートサイトの利用状況は下記の通りであった。

《NPO会計税務サポートサイトアクセス数（前年対比）》

	サポートサイト アクセス数 (今年度)	サポートサイト アクセス数 (前年度)	前年対比
7月	942	1,051	89%
8月	905	1,031	87%
9月	693	1,020	67%
10月	769	765	100%
11月	707	796	88%
12月	596	709	81%
1月	784	815	96%
2月	820	1,024	80%
3月	1,015	1,456	69%
4月	1,313	1,200	109%
5月	1,884	1,999	94%
6月	936	1,285	72%
合計	11,364	13,151	86%
月平均	947	1,095	86%

上記の通り、今年度は10月と4月を除く全ての月で前年度よりもアクセス件数が減少し、月平均では947件（前年1,095件）となり、前年度の86%程度の利用率に留まった。

また、過年度からの利用者層の傾向に大きな変化はなく、このサイトの人気トップページ（アクセス数が最も多いページ）が「初心者向け会計税務Q&A」となっていることや、新規訪問者と再来者との比率が84：16の比率になっていることから、比較的初心者の方々の利用頻度が高かったと推測する。

◎ホームページの再構築

2018年秋頃から当会のホームページの再構築に向けて、理事の[]が担当となり本格的に議論を進め、3社からの見積りや提案等を検討した結果、最終的に大阪のリタワークス㈱にホームページの制作と1年間のサポートを依頼することとした。

これまでの当会のホームページは、「NPO会計税務サポートサイト」とのタイトルで主にNPO関係者のための「ポータルサイト」としての役割を担っていたが、今回の再構築により、当会としての活動内容や役員等の紹介をより充実させたと共に、クレジットカード等でのネット寄付ができる仕組みを取り入れるなど、当会の広報手段としての役割も重視し、新たな会員や支援者の増加につながることを期待している。ただ、こうした情報提供や広報などの機能が向上することによって、具体的な収益の増加や費用の軽減が数期間にわたって発生するとは見込まれないため、無形固定資産への計上と減価償却によって、費用を数期間に配分することをせず、全額「ホームページ整備費」として、今期の普及啓発事業の事業費に計上している。

なお、今回のホームページの再構築においては、経済産業省のサービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金の交付を受け、当該費用の一部に充当することができた。

今回、新たなホームページの制作・更新ソフトを導入したことにより、今後は、極力自分たちでもホームページの更新作業をし、ホームページの維持管理費や更新作業の手間の削減と、コンテンツの充実と更新頻度の向上し、より活性化することを目指す。

◎NPO税務・認定相談室の運営

これまで、「認定NPO法人への道」のサイト名で、不特定多数のNPO関係者へ、NPOの会計・税務・認定NPO法人制度等に関する情報を提供すると共に、NPO関係者からの疑問や質問等にも個別に対応し、それらの情報をインターネット上で広く公開・共有してきた。

しかし、今年度、当法人のホームページの再構築を行ったことに伴い、今年度の途中から「NPO税務・認定相談室」と名称を変更し、以下のメニューで再構成した。

◀「NPO税務・認定相談室」のメニュー：<https://npoqa.jp>▶

「Q&A」

「NPO法人の税務」と「認定NPO法人制度」の2つジャンルに分けて、NPO関係者であれば誰でもいつでも無料で質問することができ、この質問に当会の会員等が無償で対応した。

なお、「NPO法人の会計」に関する質問については、NPO法人会計基準協議会が運営する「みんなで使おう！NPO法人会計基準」のホームページにて対応するようにした。

「今年度の主な「Q&A」の投稿内容（時系列）」

- 法人での物品購入等におけるポイントの管理について
- 町内会の決算報告の数値が合わない原因は？
- みなし寄付金の仕訳
- コンサルティング事業は法人税上の収益事業になるか？
- 指定管理料の消費税率について（10月からの増税について）
- 課税対象の収益事業の売上の管理について
- 認定NPO法人から別法人への寄付について
- 「特定非営利活動」の定義について
- 寄附金の振込入金と本人確認書類について

「報告・経緯」

NPO法人の税務や認定NPO法人制度等に関して、所轄庁や税務当局とのやり取りの中で経験したこと、書類の作成などで苦労したことや上手くできたこと、税務署での課税の判断について納得したことや納得できなかったことなど、NPO関係者が自ら体験されたことなどを投稿してもらい、多くのNPO関係者間でその体験談等を共有した。

「今年度の主な「報告・経緯」の投稿内容（時系列）」

今年度の新規の投稿はなかった。

なお、これまで「認定NPO法人への道」にて掲載していた「お役立ち情報」は、当法人のホームページの再構築に伴い今年度途中で削除した。

③【無料電話会計相談事業】

「NPO会計税務サポートサイト」のトップページにバナーを設け、NPOの会計初心者からの電話相談に対応する「無料 電話会計相談」は、再構築後は【相談したい】というカテゴリーに移動して、継続している。

この「無料電話会計相談」は、インターネットで情報検索することなどが苦手なNPO関係者をサポートすることを目的に、2009年7月1日以降、月曜日の10時から12時まで、火曜日と金曜日の10時～17時までの時間帯において、NPO法人北海道NPOサポートセンター（札幌）の無償協力により実施している。

なお、今年度の相談件数は、概ね月に2～3件程度となっており、主な電話相談の内容は以下の通りである。

- 代表理事の報酬は給与か役員報酬か？
- 減免申請して法人税均等割りが返戻された場合の決算の記載方法は？
- 音楽活動の際に理事長に日当を支払っても問題ないか？
- 元帳等の作成時期は？（毎日作成しなければいけないのか？）
- フリースクールの授業料の会計処理について
- 講師謝金の源泉所得税の会計処理について
- NPO向けの会計ソフトについて
- 送迎車の点検費用の会計処理について
- 会場費のキャンセル料はどのように会計処理したらいいか？
- NPO法人と営利企業とがコンソーシアムで指定管理業務を行っている場合の会計処理について
- 「本来事業」から赤字補てんをしていた「その他事業」を止めたいが、これまでの赤字の処理をどのようにすればよいか？
- 「非営利活動」の中に「収益部門」と「非収益部門」を設定しても問題ないか？
- 昨年度の決算計上されていなかったものが今期に見つかった場合の対応について
- これまで任意団としてクラウドファンディングで集めた資金をNPO法人へ引き継ぐ場合の会計処理について
- 病気で入院する子どもの付き添いをしている親族に対して、部屋を貸してくれている大家さんへ賃貸料の一部を助成した際の勘定科目は？
- 交流スペースでコーヒーを販売した場合、売上金額等はどのように管理すればよいか？

その他、NPOの会計相談に関係ないものも数件あった。

また、NPO会計税務サポートサイトには、職業会計人からの相談や個別の税務相談には対応できない旨を掲載していると共に、税務上の判断を要するものは、税務署又は税理士に相談する旨を掲載して対応しているが、その場で税理士などを紹介してほしいとの問い合わせがあった場合には、当サポートサイトの当会会員リスト（情報公開を同意している会員に限る）を紹介するなどして対応した。

④【会員向けメーリングリストの運営】

当会の会員専用のメーリングリストにて、全国各地の会計税務の専門家や中間支援組織の担当者などが、現実には直面しているNPO関連の会計・税務の事例についての情報共有及び意見交換を行った。

なお、このメーリングリストの投稿内容を確認したり直接投稿するには、事前に会員として登録する必要がある（会員になるには特別な条件等はない）、会員限定の非公開の情報共有サイトとして運営している。

◎今年度の主なメーリングリストの投稿内容（時系列）

- 均等割減免申請について（期中で収益事業を開始した場合）
- 助成金の返還等（前期の消費税及び法人税の申告金額に影響を及ぼすと考えられる場合）
- NPO法人の障害者福祉サービスに対する課税問題及び@PRO見解案について
- 業務チェックリストについて（改訂版の発刊案内）
- 裁決に対する意見（障害福祉サービスに係る国税不服審判所の裁決についての見解）
- 寄付金控除の電子データの領収書について
- 休眠預金活用制度に関する意見書について
- 就労継続支援A型 更正の請求が認められました（岡山県）
- 解散について（残余財産の譲渡について）
- NPO法人の解散・清算について
- 「福祉サービスに関する法人税問題検討委員会」について
- 収益事業の開始及び廃止&青色申告承認の申請と取りやめ又は取り消し処分について（参考意見）
- 収益事業に使用する土地の寄付を受けた場合（国税庁の質疑応答事例）
- 収益事業の判定（心理学セミナー、個人カウンセリングの場合）
- 休眠預金の指定活用団体について
- NPO法人から一般社団法人へ（事業の移行）
- 児童福祉法に基づく事業（収益事業の判定）
- 寄付と寄贈
- 障害福祉サービス業を運営するNPO法人の収益事業判定について
- 第192条がB型に準用がないことの趣旨について
- 収益事業の判定について（障害者グループホーム運営事業等）
- 債務免除益（理事者の貸付金の免除）
- 寄付金控除の領収書について
- NPO法人の償却資産税の非課税について
- 認定NPO調査用の寄附者名簿と新会計基準との関係について
- 税務通信最新号の「施設利用者に支払う工賃の仕入税額控除の可否」
- 工賃課税仕入の更正請求事案
- 「BSの遅滞なく公告」について
- 居住支援法人活動支援事業の補助金について
- NPO法人理事会出席者の交通費の源泉徴収の件
- 会計士協会から非営利団体のモデル会計基準のパブコメ募集
- 成年後見事業を行っているNPO法人（法人後見）の収益事業の判断について
- 設立準備費用の会計処理について
- 債務免除益は特定収入になるのか？
- 認定NPOの寄附者名簿について
- 債務免除益の範囲について

その他、セミナー情報や事務連絡や新会員からの自己紹介等も数多くあった。

◎会員登録者数及び投稿件数の状況

直近5年間の会員登録数とメーリングリストの利用状況は下記のとおりである。

事業年度	会員登録者数		投稿件数	
	年間増減数	年度末累計数	年間投稿数	年度末累計数
2014年7月から2015年6月まで	13	468	257	4,240
2015年7月から2016年6月まで	30	498	216	4,456
2016年7月から2017年6月まで	-16	482	384	4,840
2017年7月から2018年6月まで	6	488	234	5,074
2018年7月から2019年6月まで	-7	481	274	5,348

(注1) 上記会員登録者数には、会費免除者(顧問など)5名を含むが、仮登録者(会員登録手続中の者)は含まない。

(注2) 上記投稿累積件数には、セミナー情報や事務連絡や新会員の自己紹介や削除済の投稿なども含む

⑤【NPO法人会計力検定への協力】

一般社団法人NPO会計力検定協会が開始した「NPO法人会計力検定」について、当会としても下記の実施過程において、テキストや試験問題の監修作業等に協力した。

●2018年12月～2019年1月

実践レベルのテキスト作成に関して、原稿内容のチェック監修作業に協力した。

●2019年2月～6月

実践レベルのテキスト原稿について、印刷前の最終監修作業への協力と実践レベルの試験問題作成に協力した。

●2019年2月17日

第2回NPO法人会計力検定「入門」「基本」の試験問題については、前年度に監修した試験問題に若干の修正を加えたもので実施した。

●NPO法人会計力検定の実施結果

第1回及び第2回のNPO法人会計力検定の実施結果は以下の通りである。

	第1回(2018年2月)			第2回(2019年2月)		
	受験者数	合格率	平均点	受験者数	合格率	平均点
入門	59人	98%	91点	55人	80%	83点
基本	66人	79%	77点	67人	54%	72点

⑥【会員向けの郵送による資料提供】

新会員の入会時に、2013年に作成した当会の過去10年間のメーリングリストの投稿をまとめた冊子「メーリングリスト10年の軌跡」を同封し、NPO関連の会計・税務・金融制度等に関する情報を提供した。

2) 調査研究事業

①【NPO法人が行う障害福祉サービスの法人税の納税義務に関する情報収集・情報共有及びその対応】

◎2017年7月に、国税庁から「NPO法人が障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う場合の法人税の納税義務について」と題した質疑応答事例が発表されたことなどから、当会は、この問題に多くの時間を費やすことになった。

(国税庁の質疑応答事例)

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/hojin/21/18.htm>

◎2018年3月29日に、広島不服審判所で、障害福祉サービスの収益事業に係る裁決が出され、その裁決での判断は以下の通りであった。

- ・B型事業が「請負業」とする判断
- ・特定従事者の生活の保護に寄与していないとする判断
- ・生産活動がB型事業の付随行為とする判断

これらの何れも判断についても、我々が長年メーリングリストなどで議論してきた内容と相違するものであり、十分に納得できるものではなかった。

そこで、当会では、会員からのアンケート等により意見を収集することとした。

◎9月26日、当会の総会后、文京区民センター（東京都文京区）3-D会議室にて、総会に参加された会員等と障害福祉サービス事業の課税問題についての最新の情報提供及び意見交換を行った。

●主な議論の内容

- ・「障害福祉サービスに係る国税不服審判所の裁決についての意見」の表明について
- ・「福祉サービスに関する法人税問題検討委員会」の設置について
- ・公益財団法人三菱財団の研究助成金の申請について

◎会員から意見の収集や役員間の議論を半年程度行った後、10月10日には「障害福祉サービスに係る国税不服審判所の裁決についての意見」を役員間で決定し、「3月29日に広島不服審判所が出された裁決については、税務行政の適正な運営確保に資する先例となるような裁決ではない」とする意見を表明することにした。

なお、この意見書については、当会のホームページにも掲載し、当会としての主張を明確にした。

《障害福祉サービスに係る国税不服審判所の裁決についての意見》

<https://npoatpro.org/user/news/8/s0vs7mr-myv6els8m3ri9wrslllo7ikj.pdf>

◎11月15日の理事会にて、「福祉サービスに関する法人税問題検討委員会」を設置することを決定し、11月26日に、会員専用のメーリングリストにて当委員会の委員を公募した。

《福祉サービスに関する法人税問題検討委員会》

<https://npoatpro.org/approach.html#view3>

◎「福祉サービスに関する法人税問題検討委員会」について、運営要綱に基づき、下記の方が委員に就任することを理事会で承認した。（敬称省略）

委員長	公認会計士・税理士	兵庫
副委員長	税理士	東京
	税理士	大阪
委員	税理士	福岡、沖縄

税理士 大阪
税理士 愛知
税理士 福岡
公認会計士・税理士 東京
弁護士 九州
税理士 長崎
税理士 広島
税理士 愛知
税理士 愛知
税理士 岡山

◎「福祉サービスに関する法人税問題検討委員会」正副委員長会議の開催

日時：2019年4月18日 13時から17時まで

場所：文京シビックセンター（東京）

出席者：

（事務局から [redacted] が出席）

議題：・研究テーマをどうするか

・委員会での担当やチーム作りをどうするか

・委員会全体の会議をいつ、どのように開催するか

・具体的な意見交換をどのようにするか

・秋までの短期的な目標をどうするか

◎6月17日に、公益財団法人三菱財団より220万円の研究助成金の決定通知を受け、次年度から（2020年9月頃まで）当該助成事業として「福祉サービスに関する法人税問題」についての調査研究を行うこととした。

◎第1回「福祉サービスに関する法人税問題検討委員会」の開催

6月18日に、ウィング京都にて、第1回福祉サービスに関する法人税問題検討委員会を開催し、現状報告や今後の研究方針・スケジュールなどについて議論した。

《出席者》

委員：

オブザーバー：

なお、当面は、以下の6つのチームに分かれてチームごとに各テーマを研究することとした（（ ）内はチーフの名前）。

・制度チーム [redacted]

・実態調査チーム [redacted]

・医療保健チーム [redacted]

・高齢者介護チーム [redacted]

・児童福祉チーム [redacted]

・請負業チーム [redacted]

②【会員メーリングリストの内容の電子データ化】

今期においては、会員メーリングリストの内容を電子データ化するには至らなかった。次年度において、電子データ化を内部で行うのか外注にて行うのかも含めて作業手順を再検討し、一定期間の電子データ化ができた段階で会員間でもその情報を共有する予定である。

3) 出版事業

【業務チェックリストの改訂版の制作】

〃を中心に業務チェックリストの改訂版の制作を行い、9月に改訂版が完成し、1,000部増刷のうえ、ホームページでもダウンロードできるようにした。また、一部は、NPO法人会計基準協議会会員と所轄庁とのブロック別の意見交換会等にて無料配布し、普及活動にも活用した。

4) 研修事業

①【税理士・公認会計士のためのNPO実務家研修（札幌）＝震災により中止＝】

2018年9月6日と7日の2日間、札幌にて「税理士・公認会計士のためのNPO実務家研修（NPOをワンストップで学べる専門家向け研修会）」を開催する予定であったが、当日の午前3時7分に北海道胆振東部地震が発生したことから、6日の早朝に理事長、専務理事、事務局長等が連絡とり、今回の研修会の中止を決定した。

②【「税理士・公認会計士のためのNPO実務家研修」のフォローアップ（京都）】

2018年9月6日と7日に札幌で開催予定であったが震災で中止となった「税理士・公認会計士のためのNPO実務家研修」のフォローアップとして、以下の研修を実施した。

日 時：2018年11月15日

場 所：ウイング京都（京都）

研修内容：●テーマ：「NPO法人会計基準のこだわりと目指すべき方向」

講 師：〃（NPO法人会計基準委員会委員長）

内 容：NPO法及び非営利法人の会計の歴史的な経緯から掘り下げ、NPO法人会計基準がどのような考え方のもとに策定されたのか

●テーマ：「就労継続支援A型事業を営むNPO法人について、更正の請求が認められた件について」

講 師：〃（倉敷市）

なお、上記の研修については、会員向けにYouTubeにて動画配信をした。

③【税理士会のNPO研修】

税理士会等から依頼を受け当会の役員が担当したNPO関連の講座やセミナー等は、以下の通りである。

なお、当会の会員が税理士会等から依頼を受けたNPO関連の講座やセミナー等もあると思われるが、ここでは詳細を把握できていないため記載を省略する。

◎〃による研修

2018年7月25日に、大阪国際交流センター（大阪市）にて、当会の〃が「NPO法人の税務と会計」をテーマに講師を務めた。

◎東京地方税理士会小田原支部による研修

2018年9月14日に、生涯学習センターけやき（神奈川県小田原市）にて、当会の〃が「NPO法人実務のQ&A」をテーマに講師を務めた。

◎東北税理士会による研修

2018年9月18日、19日の2日間、東北税理士会館（仙台市）にて、当会の ████████ が「遺贈・相続に関する税務申告について」をテーマに講師を務めた。

◎中国税理士会公益活動研究会広島県東部部会による研修

2018年10月12日に、学びの館ローズコム（広島県福山市）にて、当会の ████████ が「NPO法人全般に関すること 初心者むけセミナー」をテーマに講師を務めた。

◎東京税理士会目黒支部による研修

2018年10月17日に、目黒区中小企業センター（東京都目黒区）にて、当会の ████████ が「一般社団法人・一般財団法人・NPO法人の会計と税務」をテーマに講師を務めた。

◎東北税理士会による研修

2018年12月11日に、パレスへいあん（仙台市）にて、当会の ████████ が「NPO法人の会計と税務」をテーマに講師を務めた。

◎名古屋税理士会非営利法人専門研究部による研修

2019年5月22日に、名古屋税理士会館（名古屋市）にて、当会の ████████ が「遺贈寄付の税務」をテーマに講師を務めた。

④【他団体からの講師等の依頼】

当会の役員が担当したNPO関連の講座やセミナー等は、以下の通りである。

なお、当会の会員が担当したNPO関連の講座やセミナー等もあると思われるが、ここでは詳細を把握できていないため記載を省略する。

◎さいたまNPOセンター・NPO法人会計基準協議会による「NPO会計基準の改正！？それってなに？」研修（埼玉県上尾市・草加市）

2018年7月11日と14日の2日間、さいたまNPOセンター・NPO法人会計基準協議会からの依頼を受け、上尾市市民活動支援センター（埼玉県上尾市）と草加市立市民活動センター（埼玉県草加市）にて、「NPO会計基準の改正！？それってなに？」と題した研修が行われ、当会の ████████ が講師を務めた。

◎東大阪市協働のまちづくり部NPO・市民活動支援課による「NPO法人・市民活動団体向けの会計の超基本講座」（東大阪市）

2018年7月12日に、若江岩田駅前市民プラザ（東大阪市）にて、「NPO法人・市民活動団体向けの会計の超基本講座」と題した研修が行われ、当会の ████████ が講師を務めた。

◎北海道NPOサポートセンターによる「組織内外からの信頼を得る！NPO法人会計を学ぶ3つの講座」（札幌市）

2018年7月19日に、市民活動プラザ星園（札幌市）にて、「組織内外からの信頼を得る！NPO法人会計を学ぶ3つの講座（NPO税務編）」と題した研修が行われ、当会の ████████ が講師を務めた。

◎さいたまNPOセンター・NPO法人会計基準協議会による「NPO会計基準の改正 あなたはどう説明しますか？」研修（さいたま市）

2018年7月26日に、さいたまNPOセンター・NPO法人会計基準協議会からの依頼を受け、さいたま市浦和コミュニティセンター（さいたま市）にて、「NPO会計基準の改正 あなたはどう説明しますか？」と題した研修が行われ、当会の ████████ が講師を務めた。

◎高知県ボランティア・NPOセンターによるNPO法人会計基準研修（高知市）

2018年8月22日に、高知県ボランティア・NPOセンターからの依頼を受け、高知市文化プラザかるぽーと11階音楽室（高知市）にて、「NPO法人会計基準の基礎から12月の改正内容まで」と題した研修が行われ、当会の ████████ が講師を務めた。

- ◎TKC全国会公益法人経営研究会による遺贈寄付の税務研修（東京都中央区）
2018年9月14日に、TKC全国会公益法人経営研究会からの依頼を受け、AP東京八重洲通り（東京都中央区）にて、「遺贈寄付の税務」と題した研修が行われ、当会の[]が講師を務めた。
- ◎21会（東北税理士会）による非営利法人の法人税研修（福島市）
2018年10月1日に、東北税理士会の21会からの依頼を受け、ホテル・ザ・セレクトン福島（福島市）にて、「非営利法人の法人税」と題した研修が行われ、当会の[]が講師を務めた。
- ◎NPO法人NPOながさきによる社会福祉法人関連研修（長崎市）
2018年10月3日及び11月6日の2日間、県民ボランティア活動支援センター4F会議室（長崎市）にて、「社会福祉法人の指導監査について」、「社会福祉法人の監査（顧問税理士又は監事として）」と題した研修が行われ、当会の[]が講師を務めた。
- ◎税理士による公益活動サポートセンターによるNPO法人の会計・税務に関する研修会（横浜市）
2018年10月5日と11月20日の2日間、税理士による公益活動サポートセンターからの依頼を受け、東京地方税理士会会館（横浜市）にて、「NPO法人会計基準」と題した研修が行われ、当会の[]と[]が講師を務めた。
- ◎岡山NPOセンター、ひろしまNPOセンター、やまぐち県民ネット21、全国NPO事務支援カンファレンスによる「信頼されるNPO法人になるために」研修（岡山市）
2018年10月11日に、岡山NPOセンター、ひろしまNPOセンター、やまぐち県民ネット21、全国NPO事務支援カンファレンスからの依頼を受け、ゆうあいセンター（岡山市）にて、「信頼されるNPO法人になるために」と題した研修が行われ、当会の[]が講師を務めた。
- ◎TKC全国会公益法人経営研究会による遺贈寄付の税務研修（大阪市）
2018年10月12日に、TKC全国会公益法人経営研究会からの依頼を受け、TKC南近畿会研修センター（大阪市）にて、「遺贈寄付の税務」と題した研修が行われ、当会の[]が講師を務めた。
- ◎ふくおかNPOセンターによる「NPO法人会計基準のポイント・事業報告のポイント」研修（福岡市）
2018年10月22日に、ふくおかNPOセンターからの依頼を受け、福岡市NPO・ボランティア交流センターあすみん（福岡市）にて、「NPO法人会計基準のポイント、事業報告のポイント」と題した研修が行われ、当会の[]が講師を務めた。
- ◎中部ミロク会計人会による「NPO法人の税務と会計」研修（名古屋市）
2018年10月23日に、中部ミロク会計人会からの依頼を受け、MJSセミナールーム（名古屋市）にて、「NPO法人の税務と会計」と題した研修が行われ、当会の[]が講師を務めた。
- ◎全国労働金庫協会による「事業性融資担当者育成講座」（東京都千代田区）
2018年10月26日に、昇龍堂ビル4階大会議室（東京都千代田区）にて、「事業性融資担当者育成講座 NPO法人会計基準 NPO法人の事業・会計処理に関する見方（ポイント）」と題した研修が行われ、当会の[]が講師を務めた。
- ◎日本公認会計士協会埼玉会によるNPOの会計と税務研修（さいたま市）
2018年10月29日に、日本公認会計士協会埼玉会からの依頼を受け、日本公認会計士協会埼玉会研修室（さいたま市）にて、「NPOの会計と税務」と題した研修が行われ、当会の[]が講師を務めた。
- ◎堺市市民活動センターによる「NPO法人サポートのためのキャリアゼミナール」

研修（堺市）

2018年11月3日から2019年2月7日までの5日間、東洋ビル（堺市）にて、「NPO法人サポートのためのキャリアゼミナール」と題した研修が行われ、当会の■■■■と■■■■が講師を務めた。

◎NPO法人ぎふNPOセンターによる「NPO法人会計基準協議会 NPO会計強化キャンペーン」（岐阜市）

2018年11月12日に、みんなの森ぎふメディアコスモス考えるスタジオ（岐阜市）にて、『NPO法人会計基準協議会 NPO会計強化キャンペーン 「NPO法人会計基準とは」』と題した研修が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。

◎名古屋市市民活動推進センターによる「NPO法人が知っておきたい税のしくみ」研修（名古屋市）

2018年11月16日に、名古屋市市民活動推進センターからの依頼を受け、ナディアパークデザインセンタービル6階（名古屋市）にて、「NPO法人が知っておきたい税のしくみ」と題した研修が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。

◎NPO法人会計基準協議会による「会計・税務専門家向けNPO法人会計基準勉強会」（徳島市）

2018年11月20日に、NPO法人会計基準協議会からの依頼を受け、とくしま県民活動プラザ会議室（徳島市）にて、「会計・税務専門家向けNPO法人会計基準勉強会」が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。

◎北海道立市民活動促進センターによる中間支援センター研修会：NPOの会計」研修（札幌市）

2018年11月21日に、かでの2・7（札幌市）にて、「中間支援センター研修会：NPOの会計」と題した研修が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。

◎NPO法人宇都宮まちづくり市民工房によるNPO法人のためのNPO法人会計基準を学ぶセミナー（宇都宮市）

2018年12月3日に、NPO法人宇都宮まちづくり市民工房からの依頼を受け、マロニエプラザ（宇都宮市）にて、「NPO法人のためのNPO法人会計基準を学ぶセミナー」が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。

◎労働金庫連合会による「NPO法人会計基準のポイント～NPO法人をよく理解するために～」研修（東京都千代田区）

2018年12月4日に、労働金庫会館（東京都・千代田区）にて、「NPO法人会計基準のポイント～NPO法人をよく理解するために～」と題した研修が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。

◎岸和田市市民活動サポートセンターによる「市民活動団体・NPO法人向け 基礎から学ぶ会計の基本講座」（岸和田市）

2019年1月24日と2月7日の2日間、岸和田市市民活動サポートセンター（岸和田市）にて、「市民活動団体・NPO法人向け 基礎から学ぶ会計の基本講座」と題した研修が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。

◎公益財団法人信頼資本財団による「非営利組織の会計～NPO法人会計基準と税制優遇制度を中心に～」研修（京都市）

2019年1月28日に、風伝館（京都市）にて、「非営利組織の会計～NPO法人会計基準と税制優遇制度を中心に～」と題した研修が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。

◎杜の伝言板ゆるるによる「ここは押さえよう！NPO会計One Day集中セミナー中級編」（仙台市）

2019年3月1日に、仙台市市民活動サポートセンター（仙台市）にて、「ここは押さえよう！NPO会計One Day集中セミナー中級編」と題した研修が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。

- ◎日本チャリティーショップ・ネットワークによる税制勉強会（東京都渋谷区）
2019年3月4日に、日本チャリティーショップ・ネットワークからの依頼を受け、聖心グローバルプラザ（東京都渋谷区）にて、税制勉強会が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。
- ◎札幌市市民文化局市民自治推進室市民活動促進担当課による「NPO法人の会計力強化セミナー」（札幌市）
2019年3月18日と19日の2日間、札幌エルプラザ1・2会議室（札幌市）にて、「NPO法人の会計力強化セミナー」と題した研修が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。
- ◎TKC全国会公益法人経営研究会による公益法人等の税務申告研修（大阪市）
2019年3月19日に、TKC全国会公益法人経営研究会からの依頼を受け、新大阪ブリックビル（大阪市）にて、「公益法人等の税務申告」と題した研修が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。
- ◎北広島市役所による「市民協働フォーラム」（北海道北広島市）
2019年3月26日に、北広島市芸術文化ホール活動室1（北広島市）にて、「市民協働フォーラム」が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。
- ◎すぎなみ協働プラザによる『NPO会計 基本の「き」』研修（東京都杉並区）
2019年5月23日に、すぎなみ協働プラザからの依頼を受け、すぎなみ協働プラザ会議室（東京都杉並区）にて、『NPO会計 基本の「き」』と題した研修が行われ、当会の■■■■が講師を務めた。

⑤【税理士・公認会計士のためのNPO実務家研修（NPOをワンストップで学べる専門家向け研修会）in 福岡の企画・準備】

2019年9月5日と6日の2日間、福岡にて開催する予定の「税理士・公認会計士のためのNPO実務家研修」の開催について、講義テーマ、講師、スケジュール等の企画・準備をすると共に、会員等に対して広報を開始した。

⑥【研修情報・資料等の提供】

過年度と同様に、メーリングリスト等にて、会計税務の専門家やNPO関係者に対して、全国各地の会計・税務・マネジメントなどの研修会やセミナー情報を発信し、より多くの専門家及びNPO関係者がNPO関連の会計・税務・マネジメントなどの知識や情報を習得できる機会を提供した。

また、当会のNPO会計税務サポートサイトにて、テキストや参考資料等は無償で提供しているが、内容の一部が現時点の法令等に対応していないものもあるため、内容の見直し等を次年度も継続して行うこととする。

5) 政策提言事業

①【推進会議の税制改正要望書などについて】

NPO法や税制などの多くの課題について、セクターを代表してアドボカシーやロビー活動を行う団体として設立されたNPOの法制度等改革推進会議（以下、推進会議と言う）に、引き続き、世話団体として参加し、特定非営利活動法人の税・法人制度に関する要望書の作成に加わった。要望書は、2019年5月17日に開催された超党派NPO議員連盟の総会に提出した他、各政党にも提出した。要望事項としては、従来から要望している、みなし譲渡所得課税の問題の他、NPO法人の解散に関する点や、NPO法人会計基準の改正がなされたことを受けて、認定NPOでの受取寄付金の未収計上、返礼品がある寄付の取扱いなどが盛り込まれた。

②【その他の政策提言事業】

◎休眠預金等活用制度への働きかけ

金融機関で10年以上放置された預金を民間の公益活動に充てる休眠預金活用法が、議員立法により2016年12月に成立し、銀行などで眠る年500億円以上の資金を、今後、NPO法人や自治会など公益活動を担う団体への助成や融資、投資により活用する休眠預金活用制度の準備が進められた。

2018年3月に確定された基本方針に基づき、全国に一つだけ設置され、毎年発生する休眠預金を受入れて、資金分配団体、公益活動を実行する現場の団体(以下、実行団体という)に、その資金を提供する指定活用団体の公募が行われ、2019年1月に、一般財団法人日本民間公益活動連携機構(略称、JANPIA)に決定された。JANPIAから、2019年7月26日を締切りとして資金分配団体の公募が始まっている。

JANPIAの方針では、休眠預金活用法で定められている、子ども及び若者の支援に係る活動、日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動、地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動の3つの活動分野の問題を解決するために、草の根活動支援、新規企画支援、ソーシャルビジネス形成支援、災害支援の四つの事業として助成を行うほか、資金分配団体、実行団体の基盤強化を行うこととされた。今年度は初年度のため30億円程度の資金で、草の根活動支援事業10億円、新規企画事業(新しい分野)5億円、ソーシャルビジネス支援事業3億円、災害支援事業3億円を助成するとしている。いずれの事業も最長3年間で、各事業ごとに各資金分配団体、実行団体への提供金額の上限が示されている。

今後の予定は、次の通りとされている。

- ・今年9月中旬に資金分配団体を決定
- ・その後、各資金分配団体が実行団体を公募
- ・2020年3月末までに実行団体を決定して資金の提供を開始

一方、日本NPOセンターが開催している民間NPO支援センター・将来を展望する会(通称:CEO会議)の休眠預金制度に関するタスクチームは、基本方針の決定手続や内容の批判をしてきた。2018年7月に、緊急集会「みんなの休眠預金をどうするのか!指定活用団体決定前の今こそ語り合おう!」が、タスクチームなどの有志によって開催され、9月に「現場視点で休眠預金を考える会」が結成されて、休眠預金活用制度に関する意見書を公表した。当会の[]も「現場視点で休眠預金を考える会」に参加した。

この意見書では、「小規模な団体や当事者団体の社会における価値を見出し、正當に評価した上で、休眠預金を活用してそれらの活動を支えること」を中心として、多様な資金分配団体の選定や、「地道な活動や当事者性の強い活動の中にも、正當な成果を見出すこと」などが要望されており、年末までに、NPO支援センターなどから、98団体、137個人の賛同が寄せられた。JANPIAの採用した草の根活動支援事業には、この意見書の内容が取り入れられたと考えられる。資金分配団体の公募開始を前にして「現場視点で休眠預金を考える会」は2019年3月末に解散した。

JANPIAの方針では、資金の提供だけではなく、社会に変化を生み出す成果を獲得できる事業となるためのアドバイスの提供などの伴走支援の提供も重視し、助成事業の企画や運営とともに、伴走支援の中心にもなるプログラム・オフィサーの養成の費用(年間800万円を上限)を、助成資金と別枠で資金分配団体に提供することなどが示されている。一方、休眠預金の資金からの自立を目指すため、資金分配団体、実行団体に、助成金総額の2割相当の自己資金を求めると、成果を明確化する社会的インパクト評価の実施を必須とし、そのための評価基準を公表するとし

ている。こうした点について、「草の根の実行団体などで、新規に2割相当の自己資金を集められる実行団体が、どれくらいあるのか」、「社会的インパクト評価では、数字などで成果を出しやすい事業、例えば、障害の軽い方たちだけを対象にして就労率を上げようとして、結果的に、本当に必要な事業が実施されないのではないか。さらに、成果が明確に出せない困難な事業は、社会的に役に立っていないと評価されてしまうのではないか」といった危惧が出されている。これらの点は、「現場視点で休眠預金を考える会」が意見書の中で指摘した点であり、今後の資金分配団体の選定や、公表される社会的インパクト評価の評価基準などを注視していく必要がある。

「現場視点で休眠預金を考える会」の意見書は、次のWEBサイトに掲載されている。

<https://peraichi.com/landing_pages/view/kyuminnyokinpo>

◎NPOバンクなど非営利金融関係

NPOバンクは貸金業法の特例である特定非営利金融法人として、金銭配当なしの市民からの出資（無配出資）を原資とした、事業型NPOなどへの融資を続けている。当会は、その自主規制団体である全国NPOバンク連絡会に準会員として参加しており、NPOバンクの適正な活動の維持のためのアドバイスなどを引き続き行った。

日本貸金業協会が、ADR（指定紛争解決機関）の負担金を、営利のサラ金業者と同一にした問題については、引き続き、その撤回を要求する態度が採られているが解決には至っていない。

また、融資という方式での休眠預金からの資金提供に、NPOバンクが役立つことができるのではないか、という点から、休眠預金活用制度の情報収集と検討が行われた。

◎NPO法人へのみなし譲渡課税の承認特例措置の適用の提言（内閣府）

2019年1月15日に、理事長の[REDACTED]が、内閣府のNPO担当者から公益法人等に適用されているみなし譲渡課税の承認特例等をNPO法人へ適用することについて意見を求められたのに対して、みなし譲渡課税がされることで寄付が進まないことについて実例を挙げて説明した。また、諸外国では、みなし譲渡に課税されるケースはないことを伝え、寄付を受ける法人の役員及びその親族者等以外から認定NPO法人への寄付は、租税回避に使われる可能性がほとんどないことから、原則非課税にすべきではないかと提言した。

◎寄附金控除の電子証明書についての要望書の提出（国税庁）

寄附金控除の電子証明書について、QRコード付証明書等作成システムの改善に関する要望書を国税庁に提出した。

要望事項の概要は以下の通りである。

●要望事項1

寄附者だけではなく、寄附金の受領者がQRコード付証明書を作成できるようにされたい。また、寄附金の受領者がQRコード付証明書を作成する場合、電子的控除証明書等の作成のために国税庁が提供されている電子的控除証明書等作成ソフトと同様に、寄附金の受領者の寄附者名簿から、寄附者全員のQRコード付証明書を一括して作成できるようにされたい。

●要望事項2

電子的控除証明書等やQRコード付証明書を寄附者にメールで送信できるツールなどを提供されたい。

5、法人活動・会員状況等

1) 総会

当初、2018年9月7日（金）16時30分より市民活動プラザ星園（札幌市中央区）にて、通常総会を開催する予定であったが、当日の午前3時7分に北海道胆振東部地震が発生したことから、6日の早朝に理事長、専務理事、事務長等が連絡を取り合い、総会を延期することとした。

その後、2018年9月26日（水）午後6時30分から文京区民センター3-D会議室（東京都文京区）にて通常総会を開催し、12名の会員が出席した。

①【審議事項】

●定款の変更

以下のとおり、定款の変更を提案し、満場一致で承認された。

《活動の種類》

【変更前】	【変更後】
<p>第4条（活動の種類） 本法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下、「法」という）第2条別表第17号に掲げる「前各号に掲げる活動（特定非営利活動）を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。</p>	<p>第4条（活動の種類） 本法人は、前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法（以下、「法」という）第2条別表第19号に掲げる「前各号に掲げる活動（特定非営利活動）を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を行う。</p>
<p>【変更理由】NPO法が改正されたため</p>	

《定款の変更》

【変更前】	【変更後】
<p>第24条（定款の変更） この定款は、総会において出席した会員の過半数の議決を経、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない（法第25条第3項に規定する軽微な事項を除く）。なお、法第25条第2項の定めにかかわらず、この総会の定足数は不要とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>第24条（定款の変更） この定款の変更は、総会において出席した会員の過半数の議決によって行なう。ただし、法第25条第3項が規定する事項については、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。なお、法第25条第2項の定めにかかわらず、この総会の定足数は不要とする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>
<p>【変更理由】NPO法が改正されたため</p>	

《解散の変更》

【変更前】	【変更後】
<p>第25条（解散） 本法人の解散方法については、法第31条に定めるところによる。</p>	<p>第25条（解散） 本法人の解散方法については、法第31条から31条の12に定めるところによる。</p>
<p>【変更理由】NPO法が改正されたため</p>	

《公告の方法の変更》

【変更前】	【変更後】
<p>第27条（公告の方法） 本法人の公告は、事務所の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページ（http://www.npoatpro.org/）に掲載して行う。</p>	<p>第27条（公告の方法） 本法人の公告は、官報に掲載して行なう。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本法人のホームページに掲載して行う。</p>
<p>【変更理由】NPO法が改正されたため</p>	

●理事・監事の選任

今回、総会にて以下の役員が選任された。（敬称省略）
 なお、選任された理事・監事の任期は2年間とする。

【理事】



- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 新任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 再任
- ・ ・ 新任

【監事】



- ・ 再任
- ・ 再任

② 【報告事項】

理事会で承認確定済みである下記の事項を報告し、会員からも特に重要な質問や意見もなく報告を終えた。

- 2017年度事業・活動報告
- 2017年度決算報告及び監査報告書
- 2018年度事業・活動計画
- 2018年度活動予算
- 会費規程の改正

なお、会費規程の改正内容は以下の通りである。

《会費規程》

【改正前】	【改正後】
第1条 年会費の金額は、5千円とする。	第1条 年会費の金額は、6千円とする。
第2条 年会費は、毎年、その年度分を9月30日までに徴収する。 2 前項の徴収期限までに年会費が入金されない会員は、定款第8条の退会届の提出があったものとみなす。	変更なし
第3条 入会金は、これを徴収しない。	変更なし
第4条 年度の中途の入会者についても、当該年度の1年分の会費を徴収する。	変更なし

第5条 前条の規定は、理事会がやむを得ない事情があると認めた場合は、これを適用しない。	変更なし
第6条 この規程の改廃は、理事会の決定によらなければならない。	変更なし

2) 理事会

①【事業・活動報告、会計報告、事業・活動計画及び活動予算の承認】

理事会決議事項である下記の事項について、定款第20条第2項の規定に基づき、電子メールによる議決をし、2018年7月31日に全ての議案が賛成多数で可決された。

- 2017年度事業・活動報告
- 2017年度決算報告（監査報告書含む）
- 2018年度事業・活動計画
- 2018年度活動予算
- 会費規程の改正

②【理事長等の選任】

2018年9月26日（水）、通常総会終了後、文京区民センター（東京都文京区）3-D会議室にて理事会を開催して、理事長に■■■■ 専務理事に■■■■ 事務局長に■■■■が再任された。

③【ホームページの制作、福祉サービス委員会の設置等について（京都）】

日時：2018年11月15日（木）11時から13時半

場所：ウィング京都

出席者：■■■■

■■■■（以上14名）

議題：●ホームページの制作について：

担当理事として、■■■■が選任された。

●福祉サービス委員会の設置について

「福祉サービスに関する法人税課税問題検討委員会」（以下「委員会」）の設置が決まり、運営要綱が承認された。委員長には、理事で、この問題の第一人者である兵庫の■■■■を選出し、副委員長には、■■■■からの指名で、理事で東京在住の■■■■と、9月に新しく理事になった大阪在住の■■■■が就任した。

その他の委員については、後日自薦・他薦を含めた公募をして決定することとした。

④【次年度事業計画、福祉サービス委員会の今後の調査研究等、新ホームページ等について（京都）】

日時：2019年6月18日（木）11時から13時半

場所：ウィング京都

出席者：■■■■

■■■■（以上12名）

- 議 題：・現状の財務状況について
・次年度の事業計画について
・「福祉サービスに関する法人税課税問題検討委員会」の今後の調査研究等について
・新ホームページの内容について
・その他

3) 他団体と協力関係

前年度と同様に、上記の事業報告書に記載した団体以外にも、以下の団体と相互に協力し当会の事業・活動を実施した。

●NPOのための弁護士ネットワーク

弁護士のプロボノ組織で、当会も法務面からの協力を得た。

<http://npolawnet.com/>

●BLP-Network

■■■■■■■■■■を中心としたプロボノ組織で、当会も法務面からの協力を得た。

<http://www.blp-network.com/>

●AFC (Accountability for Change)

主に監査法人で働いている20代～30代の若手の公認会計士を中心に、NPOへのプロボノを推進している組織で、NPO法人会計基準の回答委員をともに務めて、掲示板に回答をした。

<http://www.accountability4change.com/>

●特定非営利活動法人税理士による公益活動サポートセンター

東京地方税理士会の税理士を中心に公益活動に取り組んでいる組織で、税理士による公益活動等に関する情報や意見の交換等を行った。

●NPO法人日本ファンドレイジング協会

NPO等の資金調達の支援や12月を寄付月間とすること等を提唱している組織で、当会も寄付月間賛同パートナーとして、当該事業のイベント情報等をメーリングリストに投稿するなどして協力した。

●一般社団法人全国レガシーギフト協会

2016年11月に設立した遺贈寄付等を推進する組織で、当会も当該事業のイベント情報等をメーリングリストに投稿する等して協力した。

4) リーフレットの改訂と増刷

当会の紹介用リーフレット(4つ折り版)について、役員が変更したことなどから内容を一部改訂し、3,000部増刷した。

5) 会員の状況

2019年6月30日現在の会員数（団体登録会員、メーリングリスト非登録者、非公開会員、顧問等を含む）は、481名であった。

また、会員数の詳細は下記のとおりである。

①【都道府県別会員数】

都道府県	会員数	都道府県	会員数	都道府県	会員数
北海道	9	富山	2	広島	6
青森	2	福井	1	山口	7
岩手	7	石川	4	島根	1
宮城	22	山梨	4	香川	3
秋田	3	長野	8	愛媛	4
山形	7	岐阜	8	高知	1
福島	9	静岡	4	福岡	32
茨城	11	愛知	18	佐賀	8
栃木	4	三重	3	長崎	6
群馬	3	滋賀	5	熊本	10
埼玉	23	京都	13	大分	1
千葉	13	大阪	23	宮崎	2
東京	115	兵庫	19	鹿児島	2
神奈川	44	奈良	2	沖縄	1
新潟	8	岡山	3	合計	481

②【属性（一部推定）】

属 性	会員数	割 合
公認会計士（会計士補、税理士登録者含む）	70	15%
税理士	347	72%
中間支援組織・NPO関係者	10	2%
その他（その他の有資格者、経理実務者、不明）	54	11%
合 計	481	100%

③【公開・非公開（氏名をホームページ上で公開することを了承しているか否か）】

公開・非公開	会員数	割 合
公 開	365	76%
非公開	116	24%
合 計	481	100%

④【男女比（一部推定）】

性 別	会員数	割 合
男 性	323	67%
女 性	148	31%
団体登録	10	2%
合 計	481	100%

II. 2018年度決算報告

活動計算書 2018年7月1から2019年6月30日まで

(単位：円)

I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費		2,856,000	
2.受取寄付金			
受取寄付金		428,000	
3.受取助成金等			
受取補助金		312,000	
4.事業収益			
出版事業収益	333,267		
研修事業収益	78,000	411,267	
5.その他収益			
受取利息		10	
経常収益計			4,007,277
II 経常費用			
1.事業費			
(1)人件費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
業務委託費	518,832		
広報活動費	114,985		
ホームページ整備費	593,692		
ホームページ維持費	310,992		
データベース管理費	92,880		
諸謝金	11,137		
印刷製本費	84,924		
会議費	36,132		
旅費交通費	542,578		
通信運搬費	33,440		
消耗品費	1,566		
賃借料	3,080		
減価償却費	79,367		
諸会費	95,000		
雑費	1,512		
その他経費計	2,520,117		
事業費計		2,520,117	
2.管理費			
(1)人件費			
人件費計	0		
(2)その他経費			
業務委託費	518,832		
データベース管理費	92,880		
印刷製本費	31,905		
会議費	28,000		
通信運搬費	32,014		
消耗品費	60,048		
減価償却費	79,367		
諸会費	10,000		
支払手数料	15,100		
雑費	13,884		
その他経費計	882,030		
管理費計		882,030	
経常費用計			3,402,147
当期経常増減額			605,130
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
震災により中止した研修会費用		432,647	
経常外費用計			432,647
当期正味財産増減額			172,483
前期繰越正味財産額			2,136,633
次期繰越正味財産額			2,309,116

貸借対照表
2019年6月30日現在

(単位：円)

I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,573,380		
未収金	4,500		
貯蔵品	422,005		
立替金	3,400		
流動資産合計		2,003,285	
2. 固定資産			
(1) 無形固定資産			
ソフトウェア	264,557		
無形固定資産計	264,557		
(2) 投資その他の資産			
出資金	150,000		
投資その他の資産計	150,000		
固定資産合計		414,557	
資産合計			2,417,842
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	91,326		
前受金	6,000		
預り金	11,400		
流動負債合計		108,726	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			108,726
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		2,136,633	
当期正味財産増減額		172,483	
正味財産合計			2,309,116
負債及び正味財産合計			2,417,842

財務諸表の注記

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によつてい
ます。

- (1) 棚卸資産の評価の方法
貯蔵品は最終仕入原価法で評価しています。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
無形固定資産は、定額法で償却をしています。

2. 事業別損益の状況

事業別損益の状況は以下の通りです。

(単位:円)

I 経常収益								
1. 受取会費						2,856,000	2,856,000	
2. 受取寄付金					0	428,000	428,000	
3. 受取助成金等	312,000				312,000		312,000	
4. 事業収益			333,267	78,000	411,267		411,267	
5. その他収益						10	10	
経常収益計	312,000	0	333,267	78,000	0	723,267	3,284,010	4,007,277
II 経常費用								
(1) 人件費								
人件費計	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他経費								
業務委託費	518,832					518,832	518,832	1,037,664
広報活動費	114,985					114,985		114,985
ホームページ整備費	593,692					593,692		593,692
ホームページ維持費	310,992					310,992		310,992
データベース管理費	92,880					92,880	92,880	185,760
諸謝金				11,137		11,137		11,137
印刷製本費	54,618		30,306			84,924	31,905	116,829
会議費	16,932	19,200				36,132	28,000	64,132
旅費交通費	54,990	447,068		40,520		542,578		542,578
通信運搬費	33,080			360		33,440	32,014	65,454
消耗品費		1,350		216		1,566	60,048	61,614
賃借料				3,080		3,080		3,080
減価償却費	79,367					79,367	79,367	158,734
諸会費	80,000				15,000	95,000	10,000	105,000
支払手数料						0	15,100	15,100
雑費	1,296	216				1,512	13,884	15,396
その他経費計	1,951,664	467,834	30,306	55,313	15,000	2,520,117	882,030	3,402,147
経常費用計	1,951,664	467,834	30,306	55,313	15,000	2,520,117	882,030	3,402,147
当期経常増減額	△ 1,639,664	△ 467,834	302,961	22,687	△ 15,000	△ 1,796,850	2,401,980	605,130

3. 使途等が制約された寄付等の内訳

使途等が制約された寄付等の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は2,309,116円ですが、そのうち222,887円は「新しい会員管理システムと公開名簿のデータベース開発」のために使
用される財産です。したがって、使途の制約されていない正味財産は2,086,229円です。

(単位:円)

新しい会員管理シス テムと公開名簿のデー タベース開発のための受 取寄付金	381,621	0	158,734	222,887	前々期に、新しい会員管理システムと公開名簿 のデータベースの開発費用を賄うために、広く 寄付金を募集した。当期には、158,734円を当 該事業に充当したことで、今期末現在で 222,887円が未使用額となっている。また、当該 費用は上記「2. 事業別損益の状況」の普及啓 発事業と管理部門に含まれている。
ホームページ再構築の ための受取助成金等	0	312,000	312,000	0	今期に、ホームページを再構築するために、経 済産業省のサービス等生産性向上IT導入支援 事業費補助金312,000円を受領した。また、今 期末には、ホームページの再構築を終え、それ に要した費用に、当該補助金を全額充当してい る。
合計	381,621	0	158,734	222,887	

4. 固定資産の増減内訳

固定資産の増減は以下の通りです。

(単位:円)

無形固定資産						
ソフトウェア(会員管理データベース)	793,670	0	0	793,670	△ 529,113	264,557
投資その他の資産						
出資金	150,000	0	0	150,000	0	150,000
合計	943,670	0	0	943,670	△ 529,113	414,557

5. その他

2018年9月6日と7日の2日間、札幌市内で開催を予定していた研修会を、当日、深夜に発生した北海道胆振東部地震により中止
したため、前日から札幌に入っていた講師の旅費などの準備費用合計432,647円を経常外費用としています。

財産目録
2019年6月30日現在

(単位：円)

I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
東京担当者手持現金	0		
札幌担当者手持現金	0		
中央労働金庫本店 1 口座	11,914		
ゆうちょ銀行普通口座 1 口座	326,113		
ゆうちょ銀行振替口座 1 口座	1,235,353		
未収金			
2018年度会費 会員1名不足分	1,000		
業務チェックリスト代	3,500		
貯蔵品			
メーリングリスト冊子 294冊	267,104		
法人リーフレット 1,120部	64,467		
業務チェックリスト 749冊	90,434		
立替金			
他団体負担会場費	3,400		
流動資産合計		2,003,285	
2. 固定資産			
(1) 無形固定資産			
ソフトウェア			
会員管理システム等開発費	264,557		
無形固定資産計	264,557		
(2) 投資その他の資産			
出資金			
東京CPB出資金	150,000		
投資その他の資産計	150,000		
固定資産合計		414,557	
資産合計			2,417,842
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務委託費等	61,326		
他団体年会費	30,000		
前受金			
2019年度会費 会員1名分	6,000		
預り金			
他団体諸経費預り分	11,400		
流動負債合計		108,726	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			108,726
正味財産			2,309,116

2018 年度年間役員名簿

(前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)

特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- ✓以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
 ✓各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名 どちらかに○	(フリガナ)	住所又は居所	前事業年度内の 就任期間	報酬を受けた期間 (該当者のみに記入)
		氏名			
1	理事	ワキカ セイ	[REDACTED]	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
		脇坂誠也			
2	理事	イワガ キヨシ		2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
		岩永 清滋			
3	理事	カウ トシ		2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
		加藤 俊也			
4	理事	タキ カズキ		2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
		瀧谷 和隆			
5	理事	オクダ ヨシコ		2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
		奥田よし子			
6	理事	ミズグチ ツシ	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日	
		水口 剛			
7	理事	ヤサキ メイ	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日	
		矢崎 芽生			
8	理事	ババ トシアキ	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日	
		馬場 利明			
9	理事	フカ ユカ 深谷 豊	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日	
10	理事	ナタ ユリ 成田由加里	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日	

元書類收受日 令和1年9月27日

差替書類收受日 令和2年10月27日

書式第18号(法第28条関係)

事業報告用

11	理事	イクラ サコ 板倉幸子	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
12	理事	ナカオ サユリ 中尾さゆり	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
13	理事	ハシモト トシヤ 橋本俊也	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
14	理事	モチカワ トシコ 持川 俊子	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
15	理事	タムラ チヒロ 田村 ちひろ	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
16	理事	シライシ キョウコ 白石 京子	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
17	理事	アキカ ヤスシ 秋岡 安	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
18	理事	タカハシ アツサ 高橋 あづさ	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
19	理事	ナカヤマ マイコ 中山麻衣子	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
20	理事	カワサキ キョウコ 川崎 清廣	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
21	監事	ウチノ エミ 内野 恵美	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日
22	監事	ウエハラ エコ 上原 優子	2018年7月1日 ～ 2019年6月30日	年 月 日 ～ 年 月 日

元書類收受日 令和1年9月27日

差替書類收受日 令和2年10月2日

書式第4号(法第10条・第28条関係)

社員のうち10人以上の者の名簿

2019年6月30日現在

特定非営利活動法人 特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク

	氏名	住所又は居所
1	岩永 清慈	
2	脇坂 誠也	
3	加藤 俊也	
4	瀧谷 和隆	
5	奥田よし子	
6	水口 剛	
7	矢崎 芽生	
8	馬場 利明	
9	深谷 豊	
10	白石 京子	